<table>
<tr><td>判決年月日</td><td>平成２５年１月３０日</td><td rowspan="2">担当部</td><td rowspan="2">知的財産高等裁判所　第３部</td></tr>
<tr><td>事 件 番 号</td><td>平成24年（行ケ）10168号</td></tr>
<tr><td colspan="4">○発明の名称を「ニードルアセンブリ，これを具えた皮内移送装置」とする発明について，本願発明は，引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとした審決が取り消された事例</td></tr>
</table>

（関連条文）特許法２９条２項

１　本件は，原告が，発明の名称を「ニードルアセンブリ，これを具えた皮内移送装置」とする発明（本願補正発明）について特許出願をしたところ，拒絶査定を受け，拒絶査定不服審判（不服２０１０－２３４５２号事件）を請求したが，特許庁が，「本件審判の請求は，成り立たない。」とする審決をしたことから，原告がその審決の取消しを求めた事案である。

２　裁判所の判断

裁判所は, 審決には, 相違点の判断の誤り及び本願補正発明の効果の看過があると判断した。その理由の概要は，以下のとおりである。

(1)　相違点の判断の誤りについて

本願補正発明は，熟練や経験のない人が皮内注射を行う場合でも患者が苦痛を感じることなく，かつ，経済的合理性に対する要望にも対処することを目的（解決課題）として．皮下注射用の針を用いて皮内注射を行うニードルアセンブリであるのに対し，引用発明は，皮内注射に適した針を用いて注射器針の透過深度をコントロールするか調整することにより，皮内注射の際の患者の苦痛を緩和ないし除去することを目的とした装置であるということができる。そして，上記の引用発明の目的からすると，引用例に接した当業者が，引用発明の「皮内注射を行うのに使用する針」，すなわち皮内注射に適した針を，敢えて，本願補正発明の「皮下注射用の針」に変更しようと試みる動機付けや示唆を得るとは認め難いから，当業者にとって，相違点に係る本願補正発明の構成を容易に想到し得るとはいえない。

したがって，本願補正発明の「皮下注射用の針」と引用発明の「皮内注射を行うのに使用する針３」とは，単なる適用部位の相違であり，本願補正発明の構成は，当業者が容易に想到できるとした審決の相違点に関する判断は誤りである。

(2)　本願補正発明の効果の看過について

本願補正発明は，相違点に係る構成を採用することにより，単に皮膚に垂直に装置を押し付けることにより物質を注入できるので，薬剤やワクチン等の物質を皮内に注射する場合などに適し，かつ，リミッタ部分とハブ部分により患者の皮膚に突き刺す針の有効長さより全長の大きい針の使用が可能となるので，小径の皮下注射針を使用するなどして，薬剤注入装置を安価な構成にて提供することができるとの効果を奏するものである。かかる効果は，皮内注射に適した針を使用する引用発明からは予測できないものであり，顕著な効果ということができる。

したがって，本願補正発明による効果は，引用発明から当業者が予測し得た程度のものであって，格別のものとはいえないとした審決の判断は誤りである。